

(参考)

## 各施設の放流水質に係る基準値

	pH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	備考
下水道	5.8～8.6	20以下	70以下	下水道法第8条及び同法施行令第6条により規定 <sup>1</sup> (活性汚泥法の場合)
農業集落排水施設	5.8～8.6	20以下	50以下	pHについては平成7年6月20日付衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知 <sup>2</sup> 、BODについては建築基準法による構造基準を準用 <sup>1</sup> SSについては平成9年2月28日付8-17農林水産省構造改善局計画部長通知を適用 <sup>1</sup>
合併処理浄化槽	5.8～8.6	20以下	-	pHについては平成7年6月20日付衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知 <sup>2</sup> 、BODについては平成13年4月10日付環廃対第149号環境省浄化槽対策室長通知 <sup>3</sup> により規定 <sup>1</sup>

(参考：水質汚濁防止法に規定される排水基準)

	pH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	備考
生活環境項目に係る排水基準 <sup>4</sup>	5.8～8.6	160以下	200以下	水質汚濁防止法第3条による排水基準を定める総理府令により規定 <sup>1</sup>

- 1 ただし、条例等によりさらに厳しい排水基準が定められている場合には、その排水基準を適用。
- 2 平成7年6月20日付衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査表、検査結果の判定等について」中の別記「水質検査の各検査項目の望ましい範囲」
- 3 平成13年4月10日付環廃対第149号環境省浄化槽対策室長通知「合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて」
- 4 排水基準の規制対象施設は、水質汚濁防止法に規定される特定施設（下水道終末処理場、処理対象人員が501人以上のし尿処理施設等を含む。）